

奈良県告示第二百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、広瀬土地改良区の役員が次のとおり退任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十五年十月四日

奈良県知事 荒井正吾

退任役員の名、氏名及び住所

理事 松川 忠雄 北葛城郡広陵町広瀬九